

文政第1286号
平成17年12月5日

沖縄県知事
稲嶺 恵一 殿

沖縄県知事
稲嶺 恵一

県道平和の道線（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書
に対する知事意見について

沖縄県環境影響評価条例第6条第1項の規定に基づき、平成17年8月17日付けで送付されたみだしの方法書については、同条例第10条第1項の規定に基づき、環境保全の見地から別添のとおり意見を述べる。

県道平和の道線(仮称)整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

当該対象事業実施区域は、全国で唯一の戦跡国定公園に指定されており、戦争の悲惨さを伝え、平和の尊さを認識させる場所であるとともに、海岸部には石灰岩特有の自然環境と風致景観を有することから、景勝地が点在し、多くの人々に親しまれている地域である。

また、対象事業実施区域南側の荒崎海岸周辺は、特定植物群落として「荒崎の隆起サンゴ礁植生」が分布し、石灰岩地域を特徴づける自然植生が繁茂した自然度の高い区域であり、さらに、沿岸域については、県で策定した「自然環境の保全に関する指針」において大部分が「自然環境の厳正な保護を図る区域(ランク)」と評価されており、広範囲に広がる自然海岸にはサンゴ礁が発達し、釣りやダイビングなど、自然との触れ合い活動が行われている。

以上のことから、対象事業実施区域が戦跡国定公園内であるという地域特性や歴史的背景、及び特定植物群落や石灰岩特有の風致景観を有する自然環境を保護・保全すべき地域であることを十分考慮した上で、適切な環境保全措置を検討し、可能な限り環境への負荷を低減化して、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の対策を講じる必要がある。

【全体的事項】

1 対象事業の事業計画について

- (1) 本事業は、糸満市南部海岸域に点在する戦跡、史跡等を有機的に結び、同地域の観光拠点の形成と本島南部の地域振興の支援を目的としているが、対象事業実施区域は、全国で唯一の戦跡国定公園であること、及び荒崎海岸周辺には特定植物群落が分布することから、保護・保全すべき地域特性についても十分考慮して事業計画に反映すること。
- (2) ルート選定にあたっては、複数案について検討すること。また、その選定に至った経緯については、環境保全の観点を含めて整理するとともに、供用時の車内からの景観(車窓からのフォトモンタージュ等)、及び戦跡や史跡、眺望点等へのアクセスの変化の程度についても具体的に準備書に記載すること。
- (3) 本事業計画の決定にあたって、「沖縄戦跡国定公園 公園計画」と整合を図った事項について具体的に準備書に記載すること。
- (4) 道路構造等(車道及び歩道の幅員、道路規格、設計速度及び計画交通量)については、その算定根拠を明らかにするとともに、環境保全の観点から配慮した事項について準備書に記載すること。また、本計画路線に接続する予定の道路がある場合は、その具体的な配置についても記載すること。

- (5) 道路排水計画に関し、荒崎海岸周辺においては河川の無い現況を考慮して、道路建設後の水象に及ぼす影響が低減されるよう検討し、準備書においては、その具体的な内容について記載すること。
 - (6) 緑化計画においては、現況の植物(海岸植生等)をそのまま活用することや、街路樹植栽の必要性についても検討し、植栽をする場合には、類似事例(過去に行なわれた事業の成功事例、失敗事例)を参考にするとともに、樹種の選定にあたっては、在来種を用いることを基本とし、専門家の助言を受けること。また、準備書においては、その具体的な内容について記載すること。
- 2 準備書においては、工事計画の概要に関し、工法、工事工程、運土計画(土量も含む)、資機材搬入計画(搬入経路を含む)、重機投入計画(工事毎の工事車両の種類、稼働台数及び稼働位置)、工事施工ヤード及び工所用道路の位置及び面積、赤土等流出防止計画について、具体的に記載し、その内容を用いて予測及び評価を行うこと。
 - 3 休憩所の設置は未定であることから、環境影響評価の項目として、水の汚れ及び陸域生物が選定されていないが、設置が決定された場合は調査、予測及び評価を行うこと。

【大気環境関係】

- 4 気象の調査にあたっては、対象事業実施区域が沿岸域であり、海陸風の影響を大きく受けると考えられることから、現地測定調査を検討すること。
- 5 風向・風速の解析にあたっては、平均風向・風速だけでなく、超過確率による予測についても行うこと。
- 6 工事中の資機材の運搬車両の走行に係る大気質の予測及び評価の項目については、粉じんを追加すること。
- 7 大気質及び騒音・振動の調査及び予測地点については、真栄里集落を追加するとともに、工事施工ヤード、工所用道路の位置及び資機材の運搬車両の搬入経路等を勘案して設定すること。
- 8 存在及び供用時における「自動車の走行」を環境影響評価の項目として選定し、大気質及び騒音・振動に係る影響について、調査、予測及び評価を行うこと。また、調査及び予測対象時期については、当該事業が観光の目的を含んでいることから、平常時及びピーク時(夏季、休日又はイベント時)について行うこと。

【水環境関係】

- 9 赤土等による水の濁りの調査項目においては、流出係数及び浸透係数を追加し、その結果を用いて予測及び評価を行うこと。

- 10 工事中、沈殿池に貯留された濁水を河川、排水路又は海域へ放流する場合は、赤土等による海域生物への影響が懸念されることから、赤土等による水の濁りの調査及び予測地点に海域を追加すること。また、地下浸透処理を行う場合については、浸透処理が沿岸域の湧水を通して地先海域に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、浸透施設のろ過機能、能力及び維持管理についても準備書に記載すること。
- 11 赤土等による水の濁りの水質調査については、平常時及び降雨時において複数回実施すること。
- 12 道路の存在により地形・地質の改変及び陸域と海域が分断されることから、「水象」を環境影響評価の項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

【自然環境関係】

- 13 陸域動植物の調査対象時期については、季節的変動及び生態的変動を把握するため、四季の調査を実施すること。
- 14 陸域動植物の調査においては、事業の実施により直接改変を受ける可能性の高い場所及び特定植物群落が分布する荒崎海岸地域について重点化し、踏査ルートを細かく設定すること。また、施工による一時的な影響や道路の存在による生息域の分断及び乾燥化などの影響を受けると予測される範囲についても現状を適切に把握できるよう踏査ルートを設定すること。
- 15 対象事業実施区域内の名城ビーチにおいては、ウミガメ類の産卵が確認されていることから、走行車両の照明及び騒音・振動による影響についても調査、予測及び評価を行うこと。
- 16 対象事業実施区域内においては、コウモリ類のねぐら等が確認された場合は、走行車両の照明及び騒音・振動による影響についても調査、予測及び評価を行うこと。
- 17 陸域動植物の調査の際は、対象事業実施区域内の土壤動物及び河川、排水路に生息する水生生物等についても調査を実施すること。
- 18 陸海域を行き来するオカガニやオカヤドカリ類等の甲殻類については、道路の存在による生息域の分断及び供用によるロードキルの影響が考えられることから、調査対象時期については、繁殖・産卵期の時期等を考慮して設定するとともに、移動経路についても調査を実施すること。
- 19 陸域動物及び生態系については、工事中の建設機械の稼働及び資機材の運搬車両の走行による影響についても予測及び評価を行うこと。
- 20 工事中の赤土等流出や道路の存在による水象の変化により、海域への影響が懸念されることから、必要に応じて海域生物及び生態系を環境影響評価の調査項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

- 21 生態系の調査項目においては、同地域の植生を特徴づける隆起サンゴ礁植生の生育要因や生育環境に考慮して、生態系の構造及び機能を調査項目として追加し、その結果を用いて予測及び評価を行うこと。

【人と自然との触れ合い関係】

- 22 眺望景観の調査においては、海上からの視点場について検討すること。
- 23 囲繞景観の調査においては、海域を含む景観区の区分を詳細に行い、普遍価値と固有価値の変化の程度についても行うこと。
- 24 対象事業実施区域南部の海岸付近には、主要な眺望点が点在し利用されていることから、工事中の一時的な影響が及ぶ時期において、各眺望点からの景観がどのように変化するかについて予測及び評価を行うこと。また、街路樹植栽を行う場合においても同様に、各眺望点からの景観がどのように変化するかについて予測及び評価を行うこと。
- 25 人と自然との触れ合い活動の場の調査対象時期については、その利用状況、利用形態、利用環境の時期及び時間帯を考慮した上で、複数回調査を行うこと。

【歴史的・文化的環境】

- 26 対象事業実施区域は、全国で唯一の戦跡国定公園であり、戦跡、史跡、御嶽や拝所等が多いことから、より詳細な状況を把握するため、地元住民等への聞き取り調査、及び専門家からの意見も聞いた上で、利用状況、価値についての現地調査を行い、その結果を用いて予測及び評価を行うこと。また、対象時期については、祭事等が行われる時期を考慮して選定すること。

【廃棄物等】

- 27 廃棄物等についての調査にあたっては、処分場における処理能力、受入の可能性についてもを行い、定量的な予測及び評価を行うこと。また、路盤材等にリサイクル材料を積極的に活用することを検討し、廃棄物の減量化及び再資源化率についても目標値を設定して、準備書に記載すること。